

寒川町教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町教育委員会表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月21日

寒川町教育委員会

教育長 大 川 勝 徳

寒川町教育委員会表彰規程の一部を改正する規程

寒川町教育委員会表彰規程（昭和31年教育委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号のいずれかに該当する者は」を「表彰は、寒川町立学校に通う学齢児童生徒若しくは町外の学校に通う町内に在住する学齢児童生徒（以下これらを「児童生徒」という。）又は児童生徒が属する団体で、次の各号のいずれかに該当する児童生徒又は児童生徒が属する団体（以下これらを「児童生徒等」という。）に対し」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、寒川町表彰条例（昭和38年寒川町条例第9号）の規定により表彰を受けた児童生徒等（表彰を受けることが決まった児童生徒等含む。）は除く。

第2条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「寒川町立学校の児童生徒で」を削り、「者」を「児童生徒等」に改め、同号を同条第1号とし、同条第4号中「あたいる」を「値する」に、「者」を「児童生徒等」に改め、同号を同条第2号とする。

第4条を、「表彰は、委員会において決定した日に行う。」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年10月21日から施行する。